

業務委託契約書

業務委託契約書

平成 12 年 月 日

_____ (以下「甲」という。)と
OMPC / 大阪マーケティング・プロモーションセンター株式会社 (以下「乙」という。) は、
大阪・梅田 (JR 大阪駅前) の大阪駅前第一ビル内の OMPC に於いて甲を委託者、乙を受託者として
次のとおり業務委託契約を締結する。

第一条(契約の目的)

甲は乙に対し、別紙の業務委託仕様書に記載の業務(以下、「本件業務」という。)を委託し、
乙はこれを受託した。

第二条(契約の範囲)

本件業務は別紙の仕様書に記載のとおりとし、乙は善良なる管理者の注意をもって本件業務を
遂行するものとする。

本件業務の内容は、甲乙両者の協議により、変更される事がある。

第三条(資料の提供)

甲は乙に対し、乙が本件業務を円滑に遂行するために、必要な資料、情報を日本語又は英語で
提供し、必要に応じて乙の従業員を研修指導するものとする。

第四条(秘密の保持等)

乙は本件業務に対し、その内容及びそれにより知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。
ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

第五条(契約の期間)

- 1 本契約の期間は、冒頭の日付の日から _____ 年 _____ 月 _____ 日までとする。期間満了の少な
くとも 1 ヶ月前までに甲乙は協議の上、本契約の期間を 1 年間延長し、以後も同様とする。
- 2 本契約の第 1 年度において、乙は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日又は当事者間で別に合意した日
から本件業務の提供を開始するものとする。

第六条(契約料)

- 1 本件の契約料は、第 1 年度は 1 ヶ月 _____ 万円、1 年間 _____ 万円とする。その後、第五条 1
項に基づいて更新された期間については 1 ヶ月 _____ 万円、1 年間 _____ 万円とする。ただし、
契約料は第十二条の定めにより変更される事がある
- 2 所定の税率に従い算出された消費税が加算される。ただし、外国公館等に対する消費税の免税
に該当し、所定の手続きが取られた場合はこの限りではない。

第七条（支払方法）

- 1 甲は、月払いの場合毎月 20 日迄、年払いの場合 年 月 日迄、又は当事者間で別に合意する日までに第六条に定められる料金を乙の指定する金融機関の預金口座に支払う。
- 2 甲は、翌期間分の契約料を月払いの場合毎月 20 日迄、年払の場合毎年 月 日迄に乙の指定する金融機関の預金口座に支払う。この支払により本契約は更新され契約期間満了の翌日から翌年 月 日迄継続するものとし、以後も同様とする。
- 3 甲は別紙の仕様書に記載の契約料に含まれない費用及び仕様書記載の別途料金については、乙からの請求額を毎月 20 日迄に乙の指定する金融機関の預金口座に支払う。
- 4 本契約に別に定めが無い限り、乙は一旦支払われた契約料を理由の如何を問わず返却しない。

第八条(甲の契約解除権)

- 1 次の各号の 1 に該当するときは、甲は契約を解除できるものとする。
乙が正当な理由によらず、本件業務の遂行の見込みがないと認められたとき。
乙が本件業務の履行を放棄し、又は正当な理由によらないでこれを中止したとき。
- 2 乙は、前項第? 号から第? 号までの各号に該当する理由により契約を解除されたときは、解除日以降の契約料を日割計算にて返還するものとする。ただし、甲による損害賠償の請求することを妨げない。

第九条(乙の契約解除権)

- 1 次の各号の 1 に該当する場合、乙は直ちに本契約を解除することができる。
甲が契約料又は第七条に規定された諸費用等の支払を怠ったとき。
甲が本契約書に定めた事項に違反したとき。
甲が本件業務の遂行上、不適當な団体又は個人であると乙が認めた場合。
- 2 本契約が前項の各号に該当する理由で解除された時は、甲は、契約料の返還を受けることが出来ない。また、乙は、損害賠償の請求をすることを妨げられない。

第十条〔免責条件〕

本契約の遂行上、乙が故意又は過失により第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を乙が負担するものとする、ただし、甲の責に帰する理由による場合は、甲がその損害を負担し、解決するものとする。

第十一条〔権利義務譲渡の禁止〕

乙は本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継続させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りではない。

第十二条〔契約料金の変更〕

- 1 期間満了の少なくとも一ヶ月前までに、乙は該当期間中に遂行された本件業務の内容について甲と協議のうえ、次期間の契約料を増額することが出来る。

- 2 乙は、人件費や諸経費、物価上昇により、本件業務の遂行上必要と認めた場合には甲と協議のうえ、次期間の契約料を増額することが出来るものとする。

第十三条(裁判管轄)

本契約に関し、甲及び乙間に紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

第十四条(準拠法)

本契約は、準拠法を日本国法とする。

第十五条(日本語による契約書の優先適用)

本契約書は日本語で作成され、締結される。本契約書の英語訳は参照目的のものである。日本語の原本と英語版との間の意味内容に、齟齬を来たす場合には、日本語版が甲・乙を規律する唯一の契約書であることを甲・乙双方合意する。

第十六条(契約に定めない事項)

この契約に定めない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項についてはその都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本契約書の締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

甲： _____

乙： _____